

西新井本町四丁目 アパート自治会 地区防災計画

令和6年3月

西新井本町四丁目アパート自治会

目 次

1 地区防災計画とは	1
（１）地区防災計画の目的と位置づけ	1
（２）地区防災計画の対象、範囲等	1
（３）地区防災計画の構成	2
（４）実践と検証	3
2 地区特性	4
（１）地区の成り立ちと現況	4
（２）地震の被害想定	9
（３）水害の被害想定	12
3 地震発生時の対応シナリオ	15
（１）地震発生時の対応シナリオ	15
（２）地区防災マップ	15
（３）話し合いによる検討	20
4 水害時の対応シナリオ	29
（１）水害が予想される場合の防災行動の概要	29
（２）水害が予想される場合の対応シナリオ	29
（３）コミュニティタイムライン	34
5 西新井本町四丁目アパート自治会における平時の備え	36
（１）事前対策リスト	36
（２）体制づくり	38
※ 様式・資料編	42
資料 1 様式集	43
参考様式 1 緊急時連絡先一覧表	43
参考様式 2 備蓄品リスト	44
参考様式 3 自治会年間スケジュール	45
参考様式 4 防災区民組織名簿	46
資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	47
資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）	47
資料 4 あだち安心電話	48
資料 5 感震ブレーカーの設置助成	49
資料 6 防災無線のテレホン案内	50
資料 7 足立区 LINE 公式アカウント	50

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が点在しており、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

一方で、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、西新井本町四丁目アパート自治会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「西新井本町四丁目アパート自治会地区防災計画」を策定しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。
今後、必要に応じて改定していきます。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

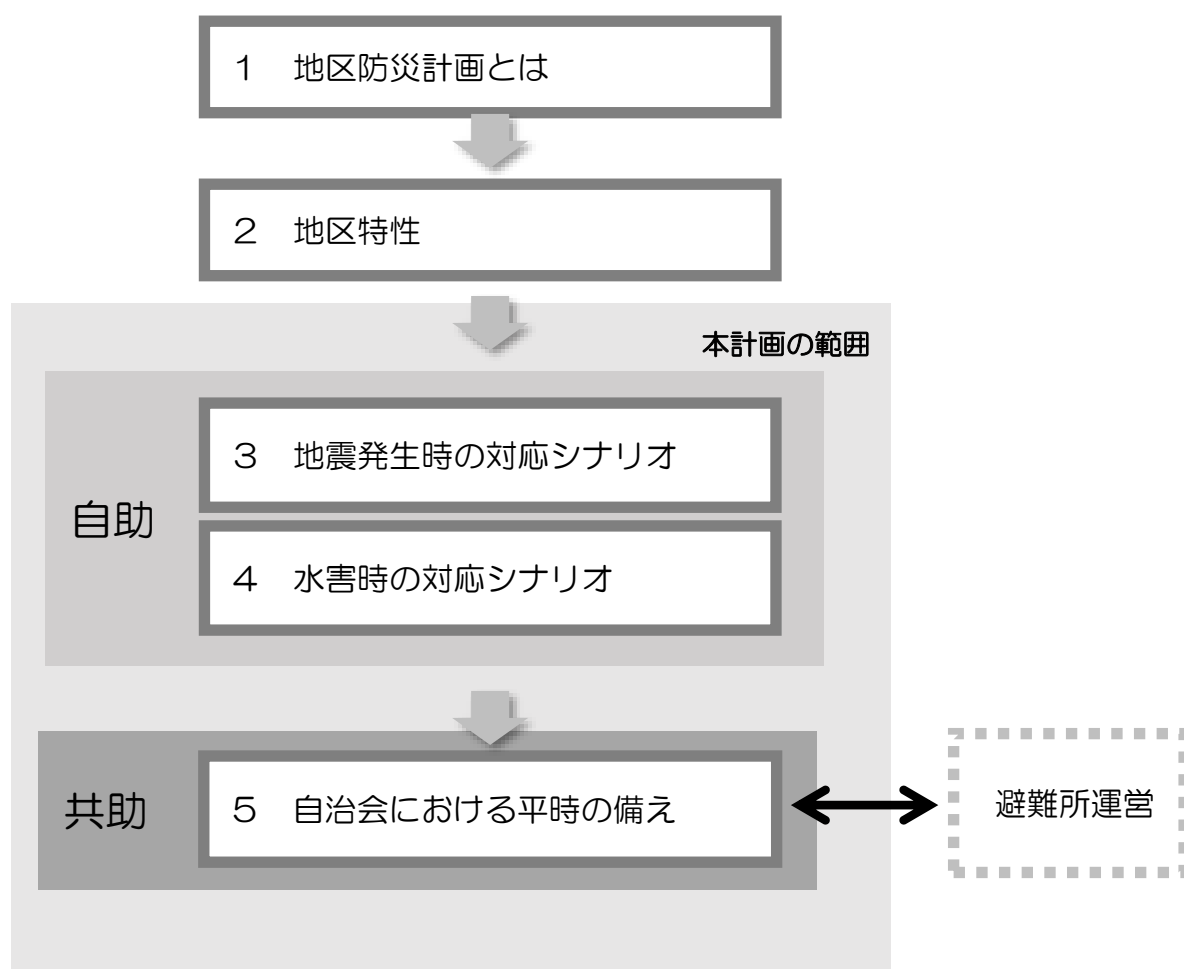
対象とする災害	地震・水害 〔 令和5年度は地震に重点をおいて検討 水害についても記載あり 〕
対象とする範囲	西新井本町四丁目アパート自治会 (第一次避難所、避難場所への避難経路も対象)
対象者	西新井本町四丁目アパート自治会の居住者など 自治会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当自治会の地区防災マップを作成しました。

「5 自治会における平時の備え」では、自治会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

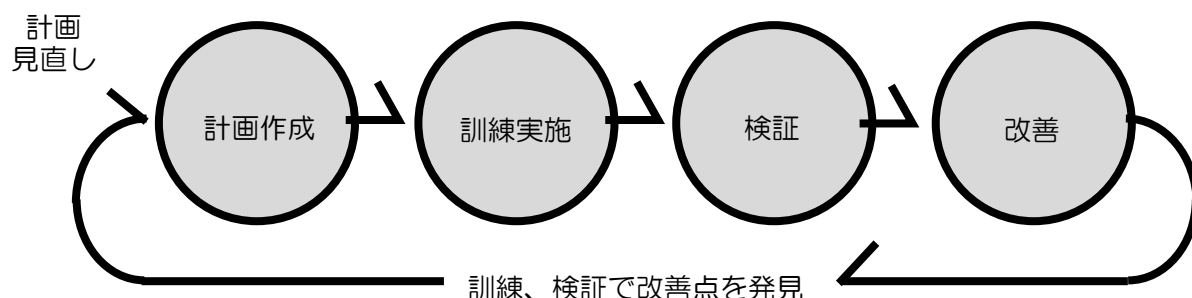


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握	○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練	○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防署、消防団、各種団体や地元企業等と連携したものとすると、より実効性が高まります。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

○活動の対象範囲や活動体制
(役割分担) を変える必要はないか
○地区における重要なことに
変化はないか

○長期的な活動予定に変更はないか
○実際の活動が実体のあるものになっているか
○防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、
説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します

2 地区特性

(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

自治会の地区内は、低地に土を盛った平坦地や水面を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

■土地条件図

自然堤防

（洪水時に運ばれた砂等が、流路沿いに堆積してできた微高地）

盛土地・埋立地

（低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地）

谷底平野・氾濫平野

（河川の氾濫により形成された低平な土地）



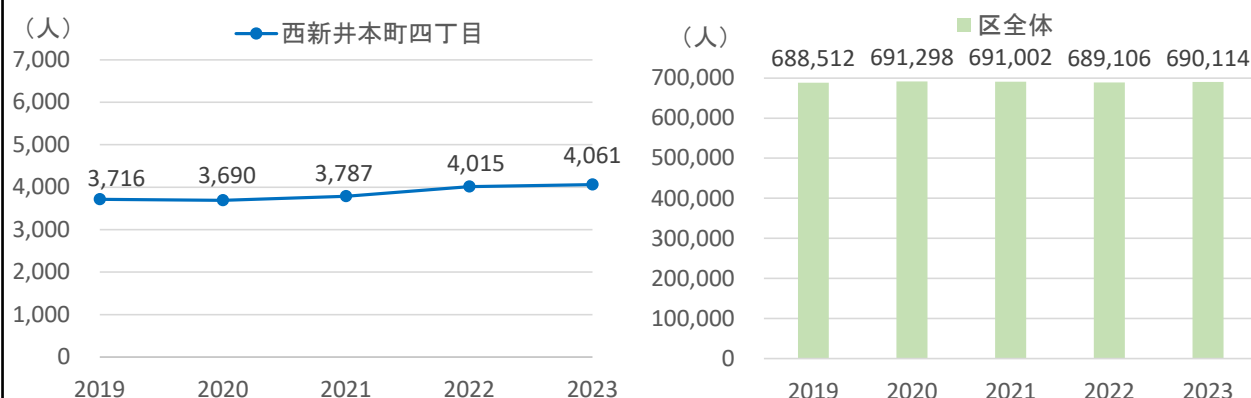
出典：国土地理院「数値地図
25000（土地条件）」

② 人口・世帯数

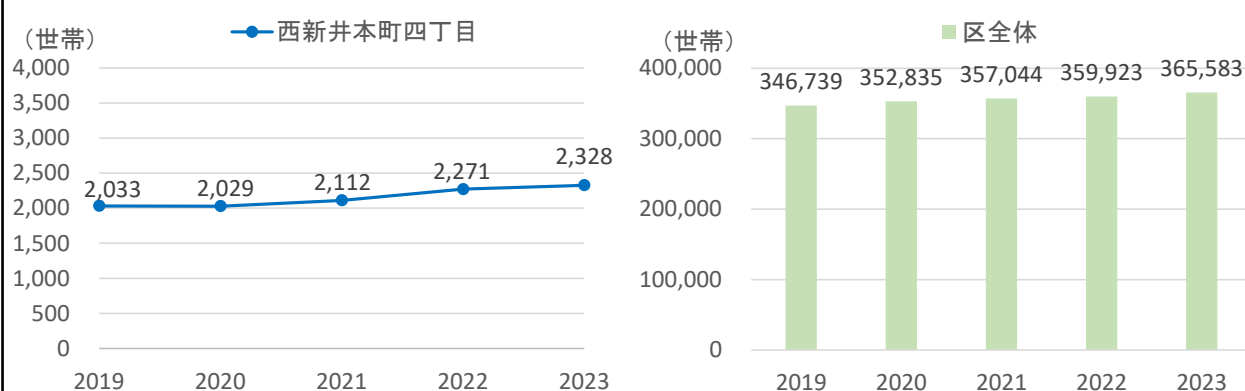
西新井本町四丁目の人口・世帯数は、人口 4,061 人、2,328 世帯となっています。（住民基本台帳、令和 5 年 1 月 1 日現在）

最近 5 年間の推移を見ると、人口と世帯数は横ばい傾向となっています。

<人口>



<世帯数>

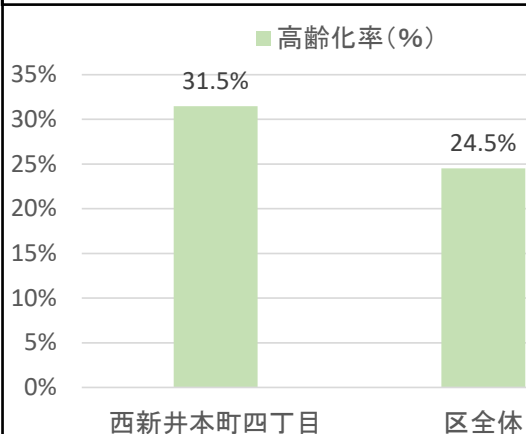


出典：住民基本台帳

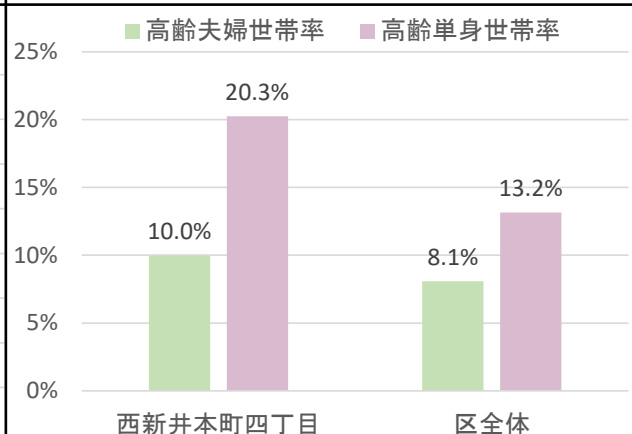
③ 高齢化（65 歳以上の人口）の状況

西新井本町四丁目の高齢化率（令和 2 年）は 31.5%であり、区全体の値より高い水準にあります。また、高齢夫婦世帯の割合は 10.0%、高齢単身世帯の割合は 20.3%と区全体よりやや高い状況にあります。

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



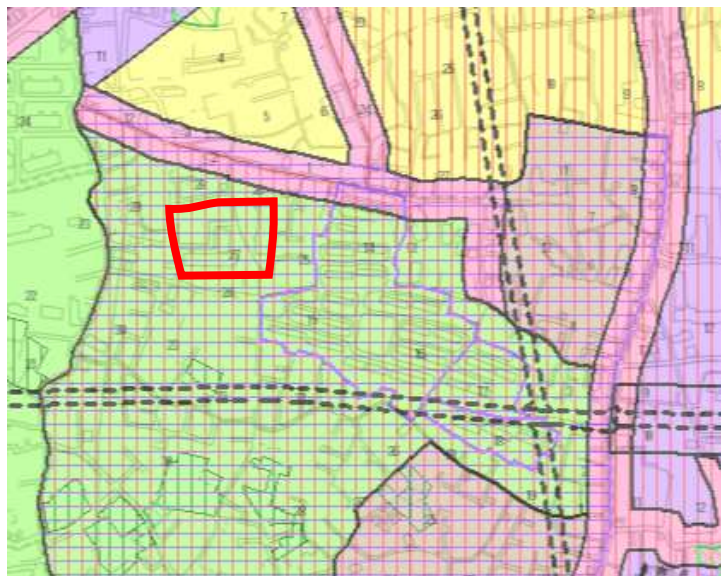
出典：令和 2 年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

第一種中高層住居専用地域に指定されています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定
	日影規制
	その他の地域地区 ・駐車場整備地区 ・特別緑地保全地区 ・流通業務地区



第一種中高層住居専用地域 : 中高層住宅のための地域。病院、大学、500 mまでの一定のお店などが建てられる。

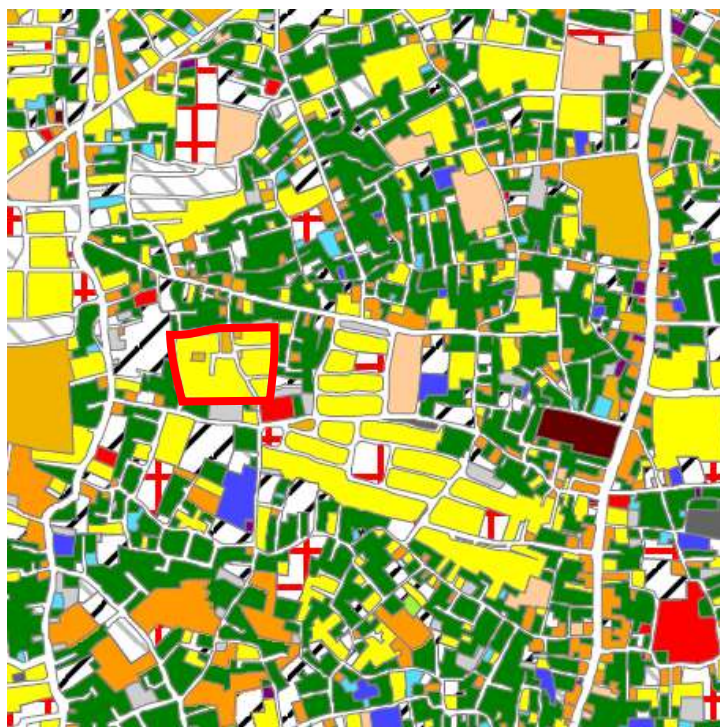
出典：「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

多くの建物が集合住宅となっています。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

耐火造になっています。

<凡例>

■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

■ 準耐火造

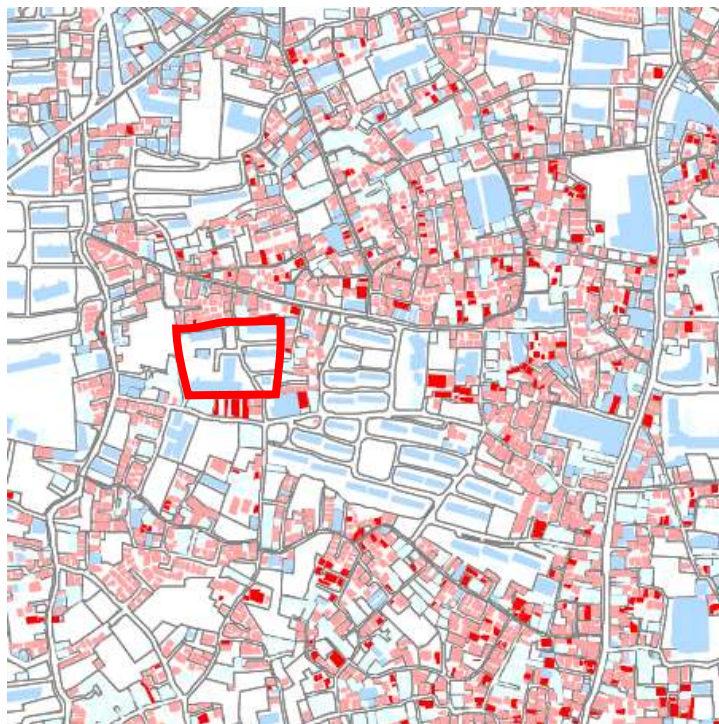
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

多くが中層階建てとなっています。

<凡例>

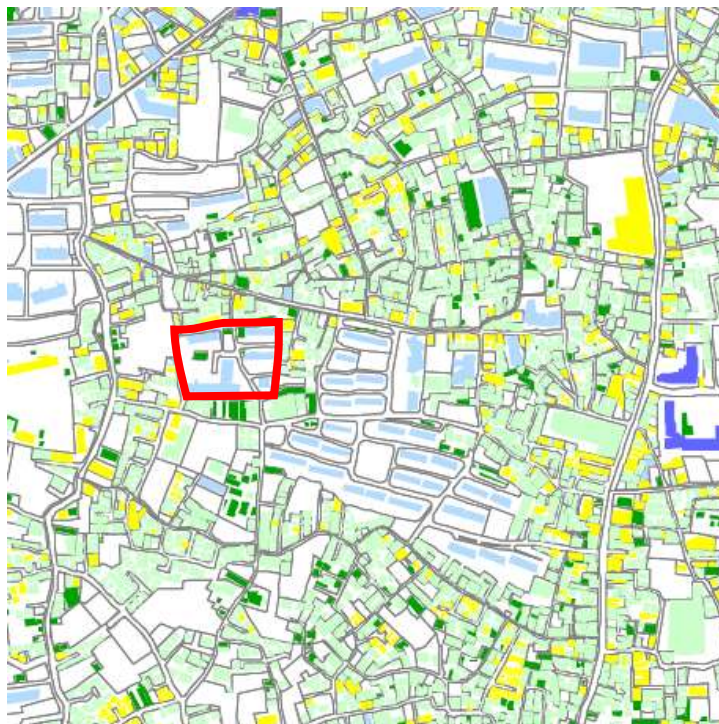
■ 1 階

■ 2 階

■ 3 階

■ 中層階（4～7 階）

■ 高層階（8 階以上）



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑧ 都市計画道路の整備状況

付近の都市計画道路は、補助第 138 号線が東西に、補助第 253 号線が南北に計画されています。

<凡例>

- 整備済
- - - 事業中
- - - 計 画

出典：「足立区都市計画図」
(令和 5 年 6 月現在)
下地図は国土地理院地図を使用



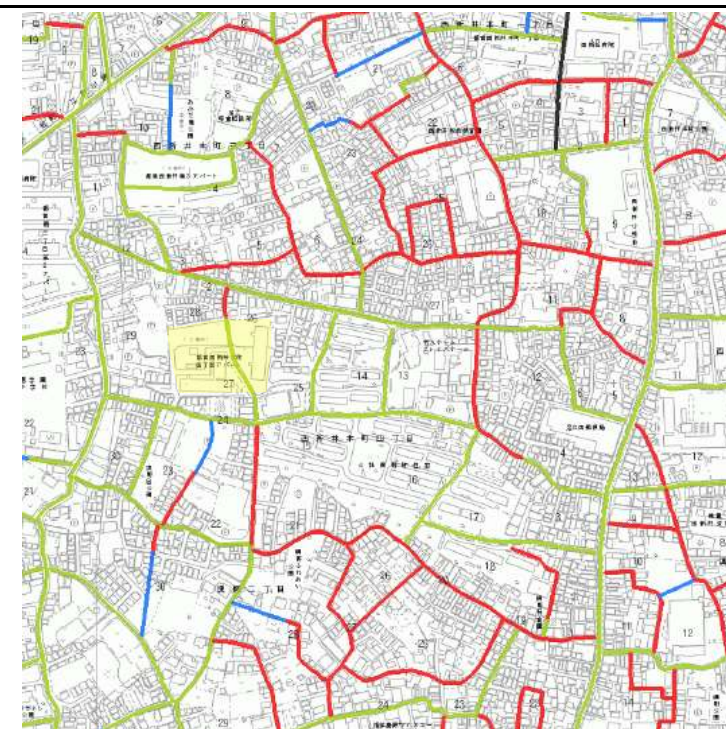
⑨ 細街路の状況

自治会に隣接する細街路について幅員 4m に拡幅すべき路線があります。

<凡例>

色	細街路の種類
—	幅員 4m 以上ある路線
—	幅員 4m に拡幅すべき路線
—	幅員 4m で築造すべき路線
—	幅員 5m に拡幅すべき路線

出典：「細街路路線図」(あだち地図情報提供サービス)



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定概要

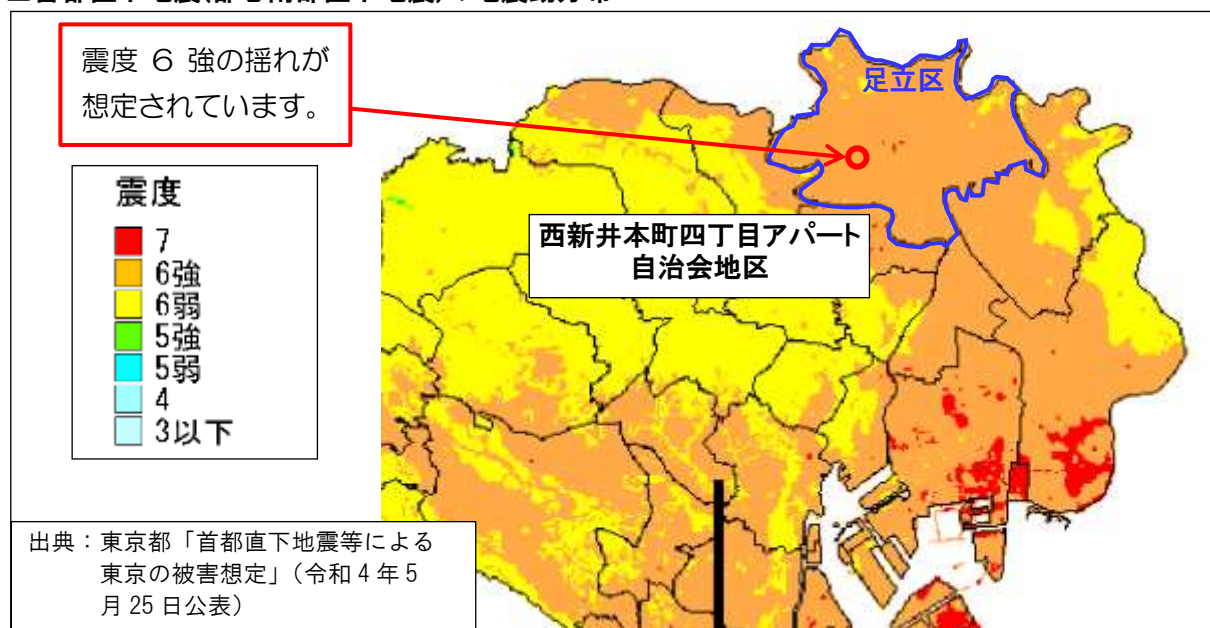
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定（M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区的全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布

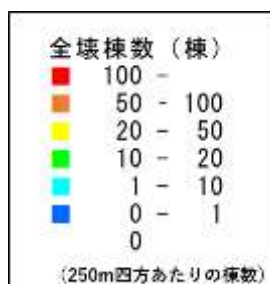


出典：気象庁HP
「震度の階級」

■建物全壊棟数

10-20 棟と想定されています。

<凡例>



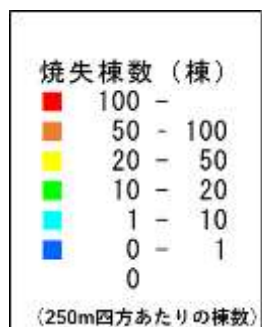
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



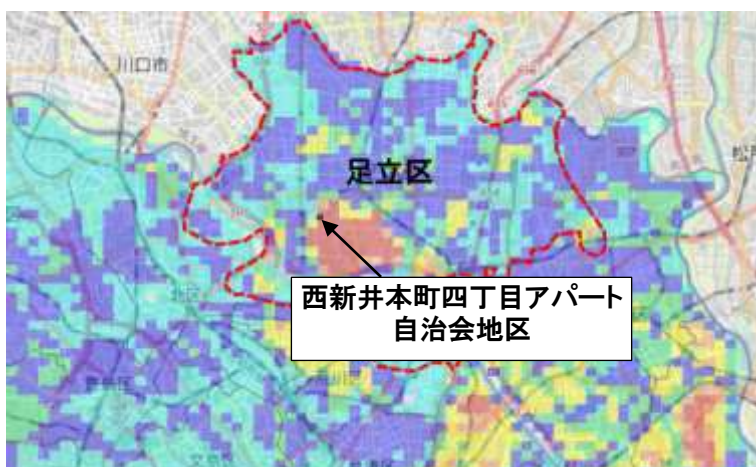
■建物焼失棟数

100 棟以上と想定されています。

<凡例>



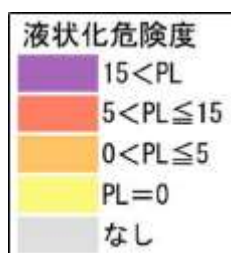
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



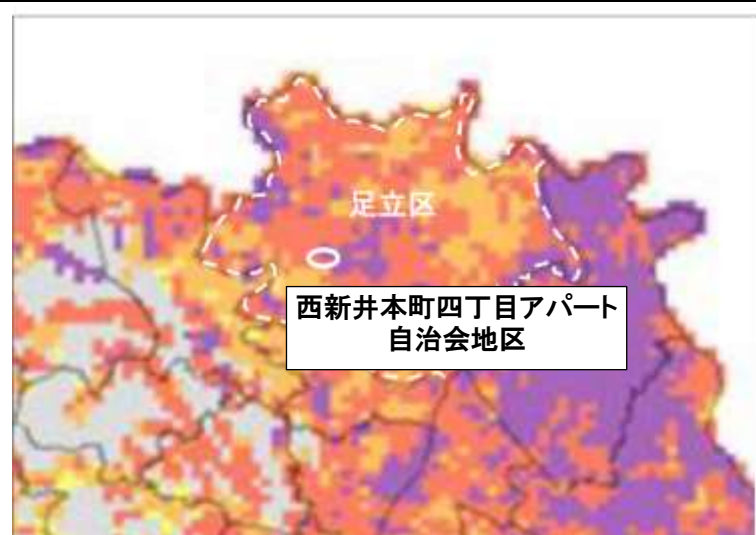
■液状化危険度

危険度が高い地域となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

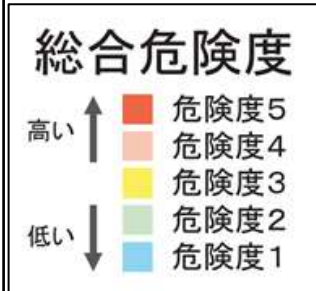


② 地域危険度※1

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度^{*2}について危険度が4となっています。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、西新井本町四丁目は102位）

<凡例>

危険度ランク



出典：足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行

※1 地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

※2 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を 1 つの指標にまとめたものです。

(3) 水害の被害想定

当自治会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、芝川・新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

0.5m 以上 3m 未満の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

1 日以上 3 日未満浸水が継続すると想定されています。



② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

0.5m 以上 3m 未満の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



③ 芝川・新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深

0.5m 未満の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

0.5m 以上の浸水の継続は想定されていません。



3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震が発生してから、まず自分の身を守り、その後状況に応じて集合場所へ避難、さらに避難場所へ避難するなどの対応シナリオとともに、その際の行動の目安を P16、17 に整理しています。

(2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」として P18、19 に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ

【災害対策本部】

防災委員会・理事会・管理会社を中心に災害対策本部を組織します。

【一時集合場所】

当自治会には一時集合場所が指定されていませんが、代わりに以下の集合場所に集合します。

・西新井本町四丁目公園

一時集合場所は、町会・自治会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。

一時集合場所には次の役割があります。

1) 二段階避難において

- ① 情報伝達や各種連絡の場合
- ② 近隣相互の助け合いや安否確認
- ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難

2) 延焼火災の危険がない場合において

- ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【避難場所】

・都営扇三丁目第2アパート 一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



【第一次避難所】

・興本扇学園興本小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



地震の発生

まず、自分の身を守る

各自まわりの状況を確認しましょう

安否確認シート（案）で状況報告しましょう

安否確認

隣近所に声掛け

自宅で待機します

避難指示

周辺の市街地で大火災が発生

団地自体が耐火構造であっても、窓、出入口、その他開口部から、火災の輻射等が侵入する危険性があります。
周辺で大火災が発生し、接近してきた場合は、安全な「避難場所」に移動！

集合場所に集合し避難準備

避難場所に避難

火災の危険がなくなる

家に被害があるか確認

被害がない

被害があり生活できない

在宅避難

第一次避難所に避難

生活支援

ひとりが責任
行動がとれる
に、日頃から
や訓練してお
とが重要です

安否確認シ
ート（案）を活
用しましょう

団地全体の状況把握のために、各戸の安否確認が必要です。
「安否確認シート」（案）を玄関ドア（廊下側）に貼り付け、
状況報告を行ってください。

無事です！

救助求む！

地震発生後の
禁止事項を守
りましょう

【禁止事項】災害対策本部で使用可能と判断し、案内するまで下記は使用禁止です

- ・トイレや台所等すべての水周りでの排水は禁止（排水管の破損があると漏れ・逆流の恐れがあるため）
- ・エレベーターは使用禁止（余震時に止まる恐れがあるため）

【災害対策本部からの連絡】

- ・災害対策本部の掲示板にて案内を行います。
- ・住民への避難指示の伝達方法は要検討。

避難の際は、
落ち着いて行
動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。
落ち着いて行動するようにしましょう。
避難時の服装などに注意しましょう。

- ・ヘルメット、防災ずきん、帽子
- ・動きやすい服装、軍手
- ・履きなれた底の厚い靴
- ・夜間の懐中電灯



避難する時に、
隣近所に声を
かけましょう

避難するときには、近所の高齢者、
妊婦の方、小さな子どもがいるお宅
などに、ひと声かけましょう。
ひと声かけた情報（返事がなかった、
不在だった、下敷きになった人がい
る可能性など）は大切な情報になり
ます。一時集合場所にみんなで情報
を持ち寄りましょう。



在宅での生活
が可能な場合
は、在宅での
避難を推奨し
ます



第一次避難所での生活は快適とは言えず、環境の変化などによって体調を
崩す人もいます。食料や水など必要なものを日頃から備えるなど、在宅で
の避難のための準備が大切です。

また、避難生活においては、災害対策本部の掲示情報を適時確認してくだ
さい。

- ・救援物資等の配給等の情報
- ・各種禁止事項の解除等の連絡も掲示します。

各戸においてもうラジオ（FMラジオ）や足立区防災無線情報等で、
積極的に情報収集しましょう。



地区防災マップ

[西新井本町四丁目アパート自治会]



○ 消火器設置階 1号棟

- ゴミ置き場前
- 北の防災倉庫(各階)前
- 南の防災倉庫(1階)前
- 開閉器盤室前

集合場所

西新井本町四丁目公園

西新井本町
四丁目公園

都営西新井本町
四丁目アパート

2号棟

1号棟

2023年9月現在

凡例

- 消火器
- 消火栓等
- 防火水槽等
- ▼ 掲示板
- ★ 消火資機材の保管場所
- ← 幅員の広い道路
- AED AED設置場所

※この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(令和3年度DVD版)を利用したものである。

防火水槽

防火のために地下等に貯水してある水槽(写真左)で、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなった際にも有効。D級ポンプ(写真右)等を使用し、揚水・放水できる。



○ 消火器設置階 2号棟

- 集会所外
- ゴミ置き場前
- 106前
- 206前
- 306前
- 406前
- 506前

方法で、消防
合する施設。
ドパイプを



を開けた状態

(3) 話し合いによる検討

① 建物内の防災設備確認

西新井本町四丁目アパート内の消火器・消火栓等防災設備の配置を確認しました
(2023年9月21日、委託事業者にて実施)。

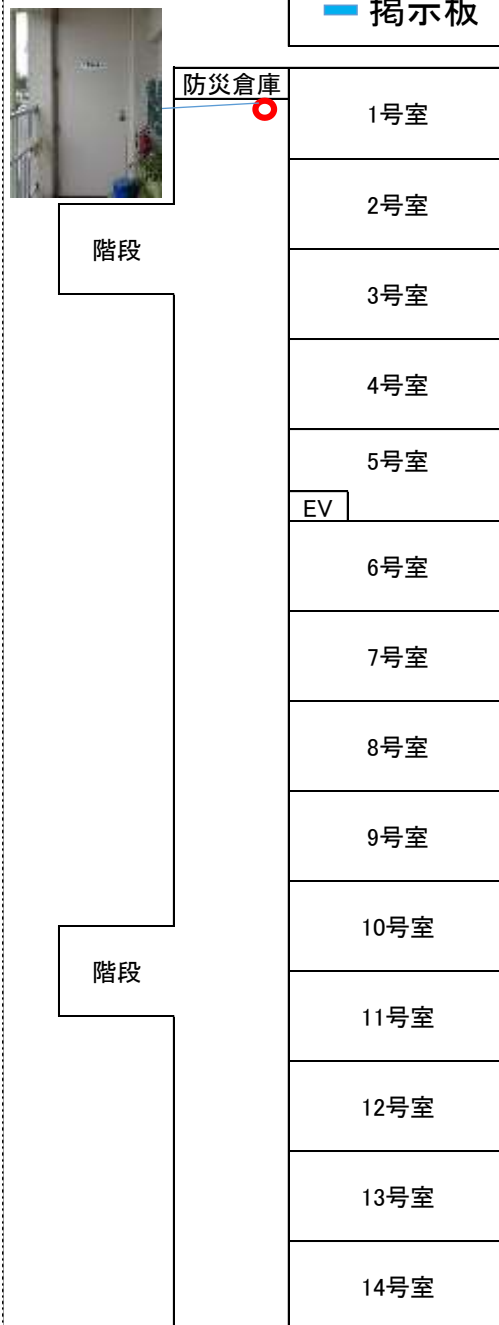
1号棟 ・1階



・2～5階

凡例

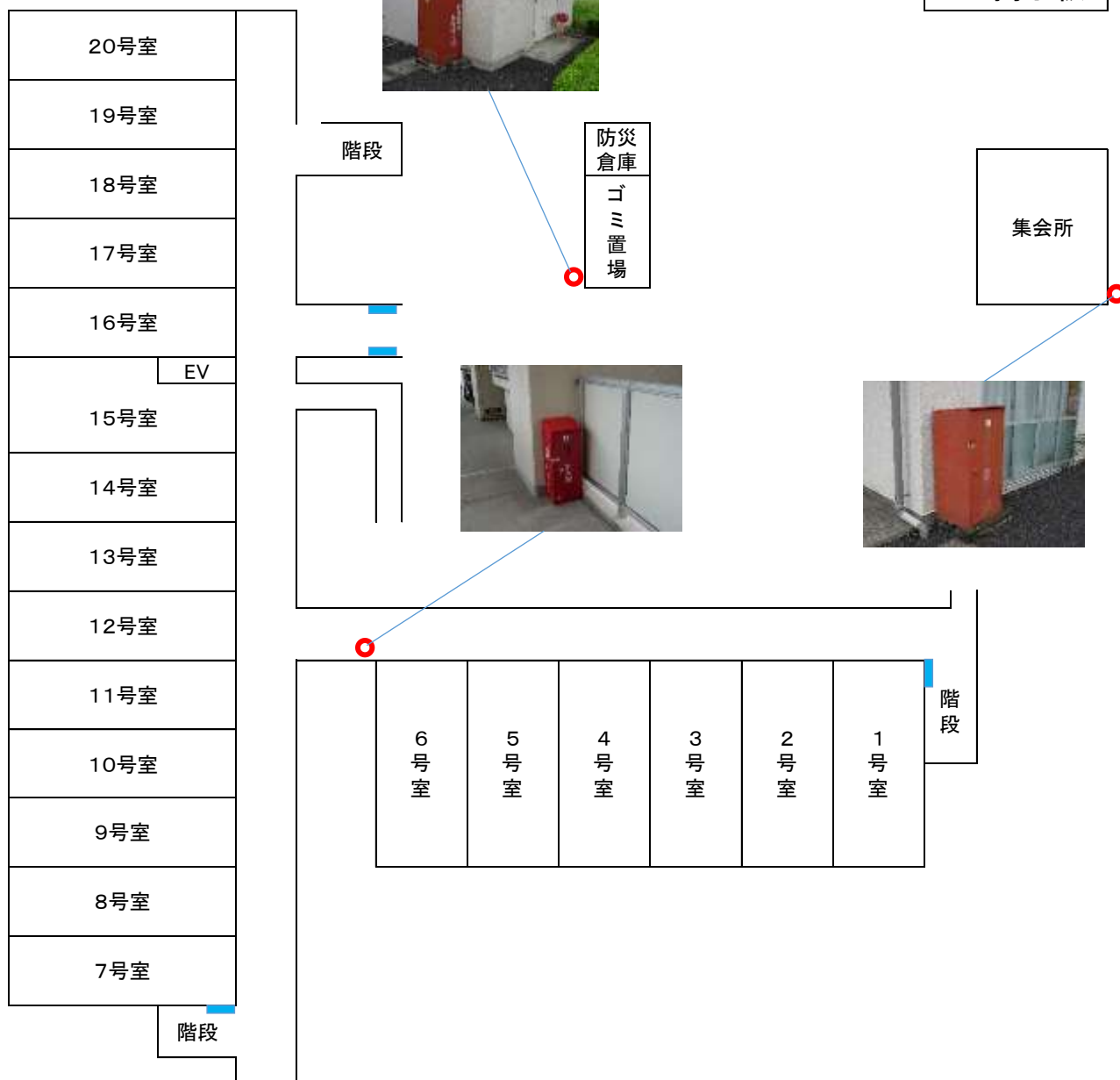
○ 消火器
— 掲示板



2号棟 ・1階

凡例

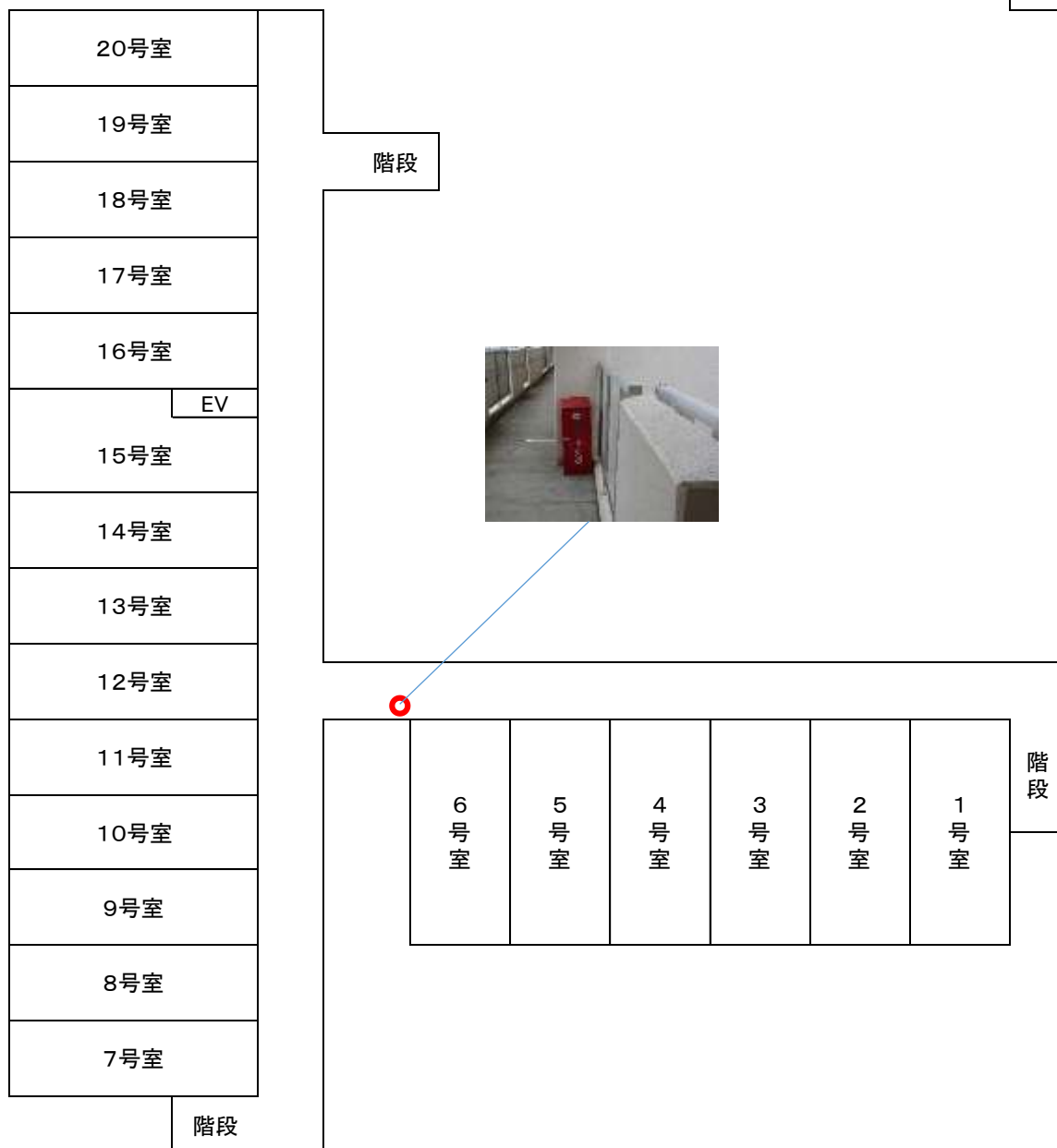
- 消火器
- 掲示板



2号棟 ・2～5階

凡例

- 消火器
- 掲示板



② 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、ワークショップを行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	対応策
○避難の場所、避難の方法等について ・アパートは耐震構造なので、外に避難するよりはとどまった方が良い。避難先の興本小学校は4階建てだが建物が古い。そのような説明もしている。グラウンドに行けばたとえ校舎が倒壊しても安全だと思うが、高齢者にとってはそこまで行くのが難しいと思う。 ・西新井小学校は建物が新しく、体育館が4階から5階にかけてあるので、避難先としては良い。少し遠いので、高齢者の方はそこまで行けるか不安がある。とりあえずは、建物内から動かないように言っている。 ・水害でなければ集会所に避難しても良いと考えている。	・住民一人ひとりが避難の場所、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込むこととする。
○安否確認、共助について ・会長が全員を把握することはできないので、各階の隣近所の付き合いでお願いしている形になる。以前に、助けに行ったらチェーンがかかっていたことがあり、その際はチェーン越しに倒れていることが確認できたので、チェーンを切って助けた。 ・1号棟は所帯数が少ないので、副会長が全体をまとめている。1号棟については空き家が多いが、東京都では災害時に1号棟の空き家に避難者を避難させることにしているため入居できないと聞いた。 ・自治会で話し合ったことが全世帯に伝わらないので、回覧板を回すことにした。	・「共助」として何ができるかを話し合い、もしもの場合に動けるように平時の準備を行っていく。

課題（意見含む）	対応策
○自治会の体制について ・アパート内の高齢者の割合は 8 割程度。 ・若い人は仕事があるので、仕事が無い時には定例会に参加してもらっている。役員も高齢化が進んでおり、役員を新しく募集しても立候補はないので、直談判している。 ・例年は、年末に防犯のパトロールがあるので、防災の事も考えて実施したい。 ・災害時の体制については役員がどれだけ集まれるかによる部分大きい。以前に、自治会の中でレスキュー隊を作る話もあったが進んでいない。 ・自治会の体制として、酷い災害があった場合には自治会費の中から 1 所帯に 1 万円ずつ配ることにしている。1 万円で公助までの 3 日間を乗り切ってもらう。災害用の備えも自治会費に含むことを説明して、自治会員の方にも理解いただいている。目標として今後 300 万円ほど確保したいと思っている。	・策定した計画をもとにして、自治会の定例会等において議論を行って、対策を検討していく。
○防災設備、資機材、備蓄品等について ・防災設備は、消防署の人が来て年間 2 回は点検している。 ・消火器は各部屋（玄関の下駄箱の上）にある。 ・階段に大きめの消火器が置いてある。古い型なので、男性でなければ扱うのは難しいだろう。 ・マンホールにセットするスタンドパイプも役所からもらったものが倉庫にしまっている。 ・1 号棟の各階に防災倉庫がある。1 号棟の西、2 号棟の北にも平屋の倉庫がある。 ・防災倉庫の鍵は会長と副会長で 1 つずつ管理している。 ・防災倉庫には、水やクラッカー、災害用の道具（ドア開けに使う工具など）がしまっている。 ・1 号棟西の倉庫には、エンジン駆動のポンプもあり、古いが水圧が強く最上階まで放水可能。	・計画的に資機材、備蓄品の整備・購入等を行う。また、定期的に配備状況の確認を行う。

課題（意見含む）	対応策
• 水は役所からもらったものがあり、数量は 1 人に 1 L が 2 本分ある。期限が 2 年で、期限が切れたものは各住居に配って新しいものに入れ替えている。 • 役所（交通対策課）から災害時に役に立つ、笛などの防災用品をもらってきた。笛は 10 個もらってきたので、各階に 2 個ずつ置いておけば何かあった時に助けを呼ぶことができる。ユニフォームや笛、チョッキ、帽子などの備品は役員に配っている。 • 備蓄などは区民事務所で管理していて、配る時に知らせてくれるので、もらいに行っている。 • この間、30 万迄助成金が出て、発電機を申請した。以前の停電の際はろうそくを使っており、倒れると危ないので、倒れないろうそくを住民に配っていた。 • 住民全員分の水の備蓄については全て 2 階以上の浸水しない上の階に保管している。 • 家庭用のガス缶で駆動する発電機が近々納品される予定。合わせて、無線機と、ウェットティッシュと防寒具も 200 ずつ納品される。それらも濡れてしまうと困るので 2 階以上に保管する予定。 • 役所などから届いた防災関連のお知らせは掲示板に優先的に張っている。掲示板は予算があれば区で作ってくれる。以前には、集会所付近にも掲示板を作りたいというような話もあった。 • 防災倉庫には鍵がかかっており、現状では 3 つほどの鍵を役員が管理している。以前に、ダイヤル式のキーボックスを使う話もあったが、進んでいない。	

課題（意見含む）	対応策
○防災訓練について • 昨年 11 月に消防署の催しで、興本小学校に各町会から 20 人くらい参加して防災の説明があった（小学校の避難所の訓練）。毎年 11 月頃に実施している。 • スタンドパイプの訓練はコロナでできていないので、使い方を忘れてしまっている。通常であれば、消防署に集まって使い方を教えてもらいながら班ごとに訓練している。使えるマンホールも決まっていて、女性でも扱える。日程はまだ決まっていないが、消防署にはコロナが落ち着いたので訓練してもらうようお願いしている。 • 各部屋に小型の消火器があるが、高齢者が多いのでいざという時に使い方がわからない。できれば使い方の訓練をしたい。消火器を実際に使うとなると中身を補充しなければならず、自治会の中だけではできないため、区役所にも支援をお願いしたい。消防署に相談する予定である。 • アパート内での訓練は実施していない。定例会での話と掲示板での掲示のみである。防災訓練については自治会の中でも今後実施する予定である。なかなか 2 棟同時にやるのは大変なので、隔年でそれぞれの棟で実施する予定。防災訓練については役所の方がいるだけで住民の取り組みの姿勢が変わるので、実施する際は役所の方にぜひ見に来てほしい。 • 毎月の定例会では、震災時にドアを開けるように呼びかけている。中の状態がわからないと助けようがないので。ドアが開いていればすぐに逃げられるという事もある。張り紙もしている。	• 消防署等との連携により、適切な訓練を定期的に行って、災害時に行動できるように準備しておく。 【区】 地域の催しも復活し始めているので訓練もできるのではないかと思う。 【区】 防災訓練に関しては様式があるので申請を出して頂いて、職員の予定が空いていれば訓練にお伺いする。

課題（意見含む）	対応策
○水害について ・高齢者が多く、逃げ回ることができないため、高いところに避難する他ない。小学校まで避難できる保証はなく、なるべく近い所が望ましい。 ・この辺りは5m 浸水するため、3 階まで避難するように消防から説明があった。上の階に避難するよう自治会で決めている。他のところに避難するのは逆に危ない。 ・下の階と上の階の連携をとるのは難しい。空き家に避難できるのが望ましい。 ・この辺りは木造住宅が多い。浸水の恐れがある場合、近所の人が避難してくると聞いた。 ・とりあえず困った方が来たら上に逃げてもらう。その際、空き家の鍵をどうするか相談しなければいけない。役所をお願いしたいのは鍵を自治会の数人で管理しておいて、災害の時だけ利用できるようにしてほしい。 ・公舎が都の持ち物という事は理解している。空き家が使えるよう、自治会で集まって団体として要望する必要があると思っている。 ・水害時の避難については、避難情報よりも早めに避難した方が良いと思っている。	・水害時の避難場所、避難方法について検討し、周知を図る。 【区】空き住戸については東京都の管理なので、そこを当てにするのはあまり望ましくない。区から使用について要請はできるが、都の許可がないと使えない。

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールを P30、31 に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報を P32、33 に整理しています。

災害対策本部^{※2}が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置

受け付け^{※3}で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

- ・検温の実施 **感染症対策**
- ・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。

37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの^{※4}）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

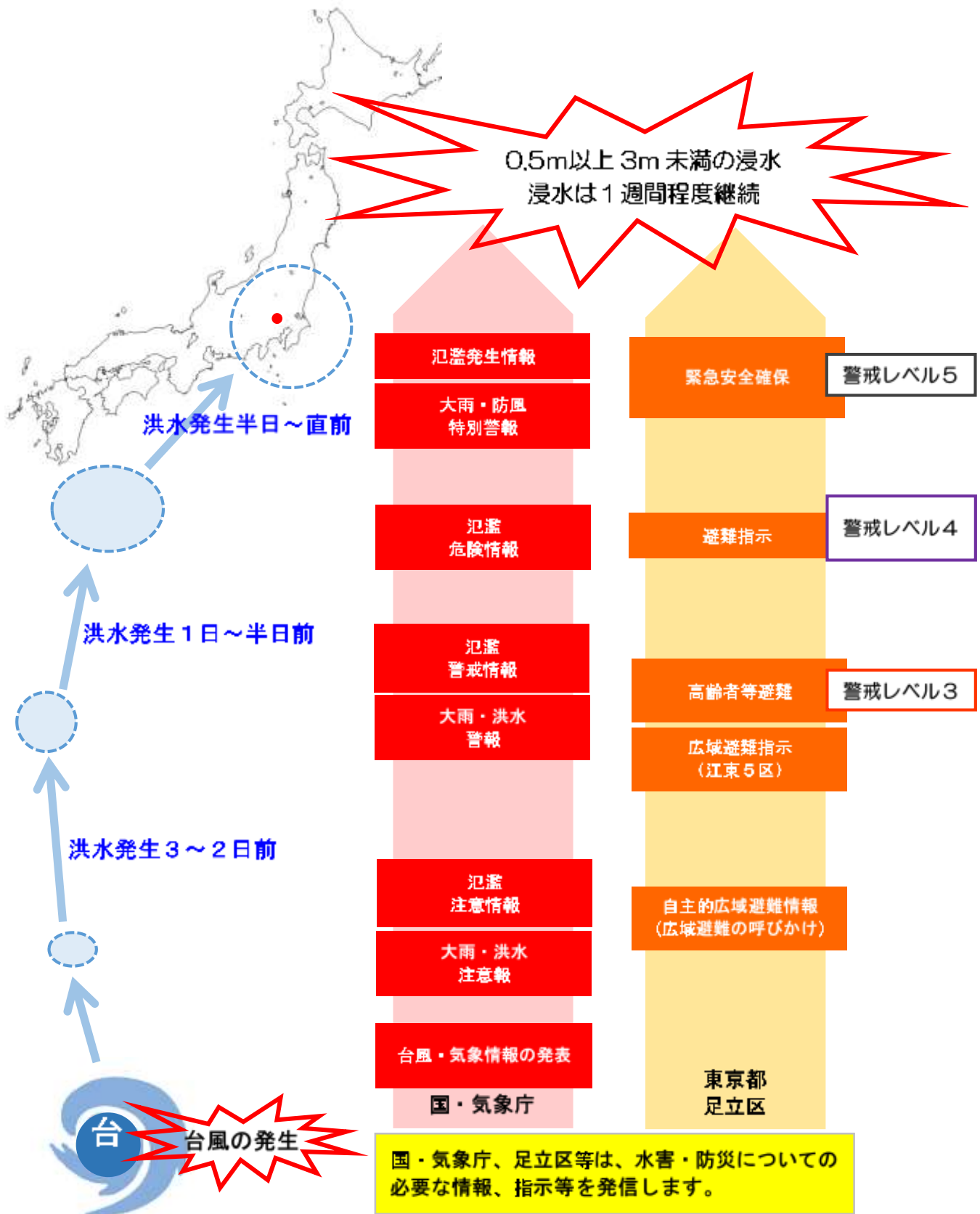


身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



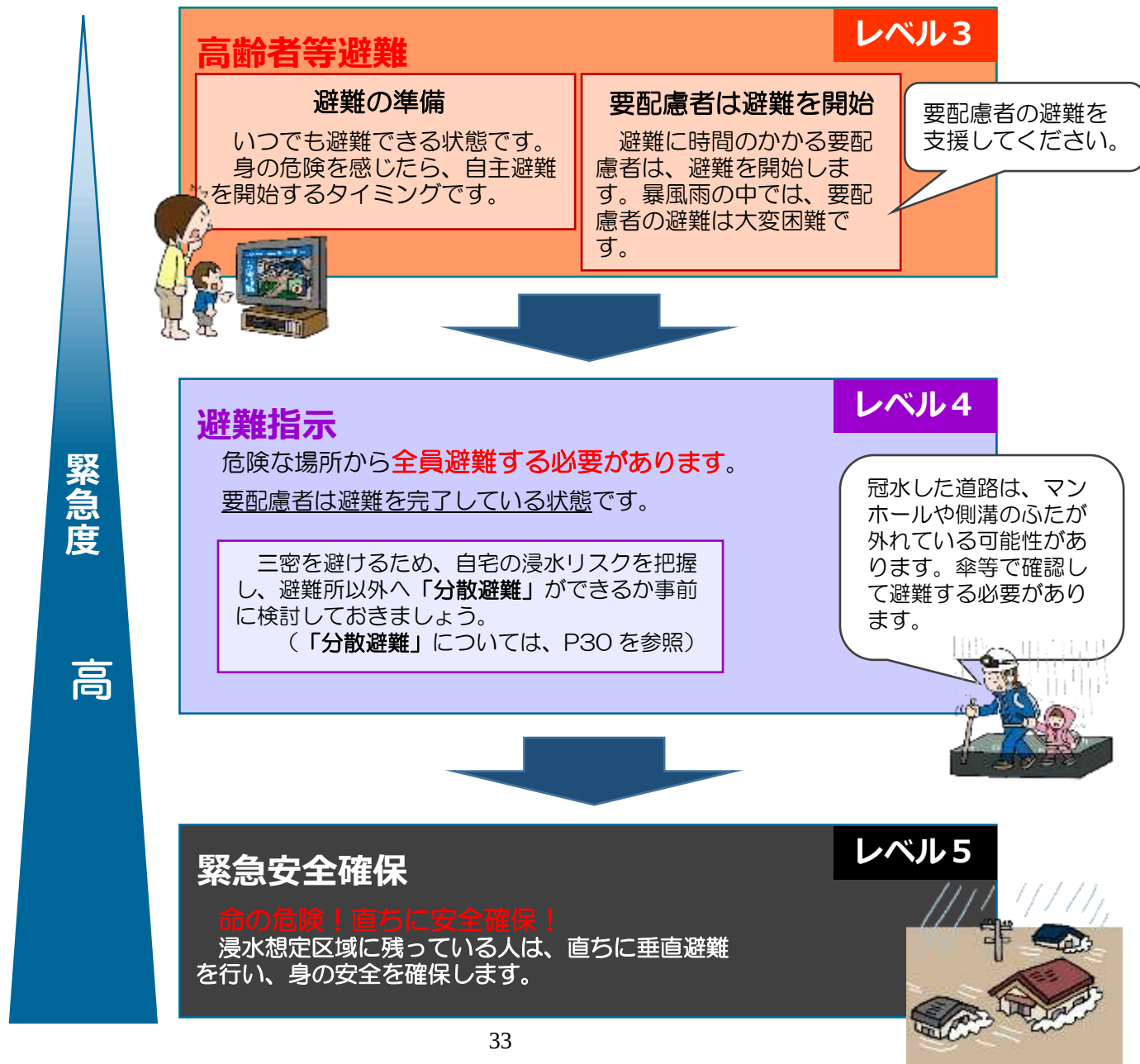
水害が予想される場合の対応シナリオ



■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



■ 避難情報について

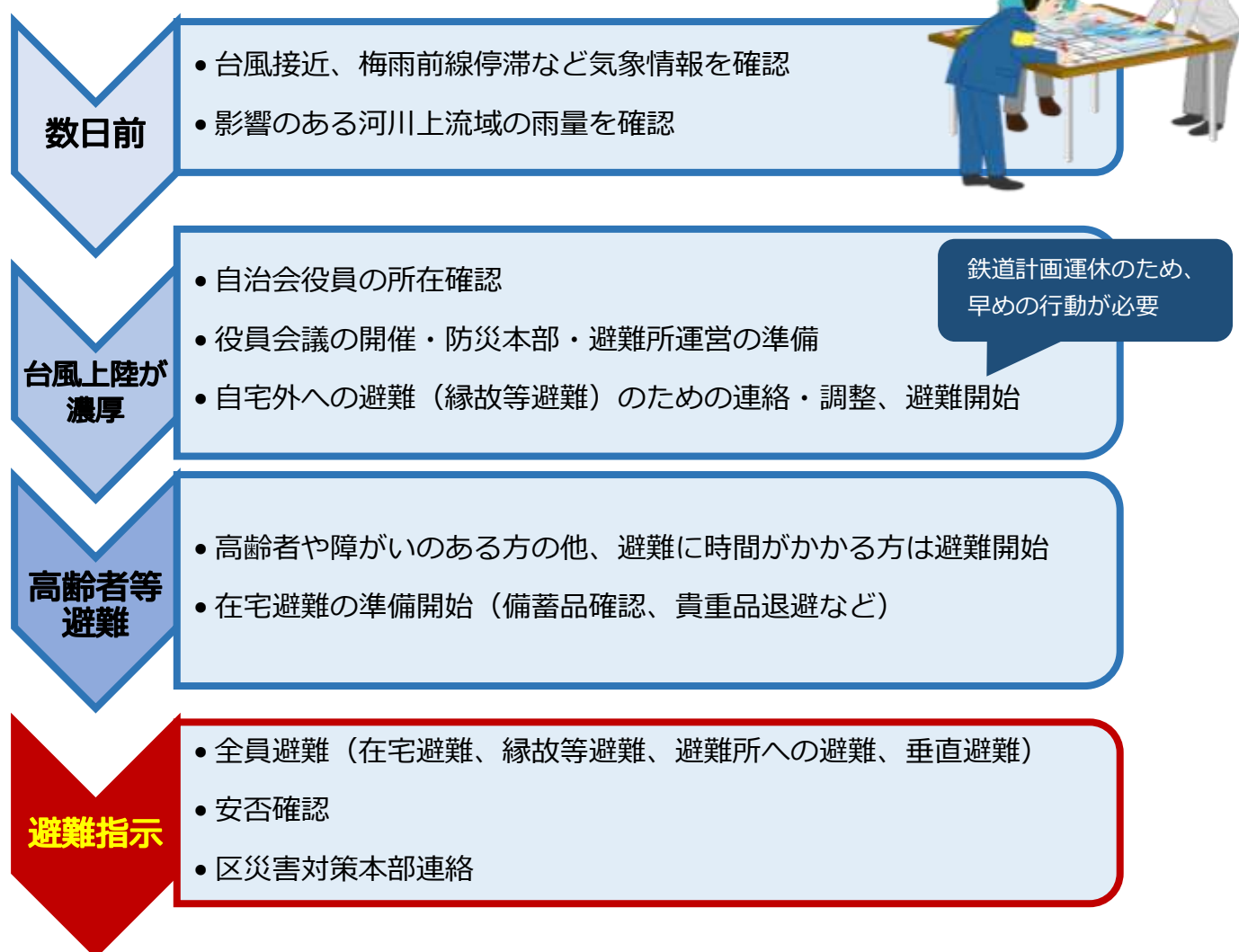


(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。



自治会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区からの情報	自治会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒) 洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報) 伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒) 洪水予報 (はん濫警戒情報発表) ＜避難判断水位＞	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保 (垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒) 洪水予報 (はん濫危険情報発表) ＜はん濫危険水位＞		・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保 (垂直避難など)

(荒) は荒川下流河川事務所からの情報

5 西新井本町四丁目アパート自治会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■自助のための事前対策リスト

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	☐ 家具が転倒しないように固定する
	☐ 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	☐ 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	☐ 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	☐ 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	☐ ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	☐ フロの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	☐ 消火器の設置場所と使い方の熟知
	☐ 災害伝言ダイヤルなど家族との連絡方法を確認

<備蓄>

必ず する もの 備蓄	☐ 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、できれば7日分を推奨）	☐ 簡易トイレ（便袋）
	☐ 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、できれば7日分を推奨）	
避難・ 救護に 役立つ もの	☐ 雨具	☐ ヘルメット、防災頭巾
	☐ 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	☐ ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	☐ 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	☐ 防災マップ
	☐ 工具類	☐ マスク
避難 生活で 役立つ もの	☐ リュック（物資の持ち運び用）	☐ ドライシャンプー
	☐ ラジオ	☐ 除菌シート
	☐ 水用携行タンク（水の配給時に必要）	☐ 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	☐ ラップ（食器にかぶせて使用）	☐ ビニールシート（敷物、雨よけ）
	☐ 紙皿、紙コップ、割り箸	☐ 使い捨てカイロ
	☐ ガムテープ	☐ 電池
	☐ トイレットペーパー、ティッシュ	☐ 虫よけ用品
	☐ ガスカセットコンロ、ガスボンベ	☐ 新聞紙（防寒、燃料）

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常 持ち 出し 品	☐ 現金、クレジットカード	☐ 預金通帳、キャッシュカード
	☐ 携帯電話	☐ 免許証、健康保険証、お薬手帳
	☐ マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資には限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■共助のための事前対策リスト

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
集合場所へ向かう途中の初期消火	☐ 自治会で消火器やバケツの備えはあるか ☐ 備えた場所がわかるか	・出火したばかりの火災があったとき ・隣近所で消火器での消火、バケツリレー
集合場所へ集合	☐ 集合場所とそこに集まるエリアを決めておく ☐ 集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	・集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
グループの安否確認	☐ 安否確認のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	・集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	☐ 避難場所を確認しておく ☐ 避難所を確認しておく	・火災延焼時には避難場所に避難 ・家が無事ならば在宅避難 ・家に被害がある場合は避難所へ
避難経路	☐ 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	・経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	☐ 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく ☐ テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られるか	
避難先と避難経路を選択して避難開始	☐ 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	・班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	☐ 声かけに便利なものを用意しておく ☐ 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	・拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	☐ 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	・警察、消防団などへ連絡 ・民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	☐ 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	・支援は可能な範囲で ・区民レスキュー隊の結成についても検討していく
避難先で自治会単位で安否の確認	☐ 避難先では、自治会単位で集合し、安否確認することを決めておく	・避難先で班長が集まって自治会全体の安否を確認 ・避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	☐ 救助・救援の要請先を調べておく	・区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、自治会の災害対策本部を設置	☐ 自治会の災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	・救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	☐ 避難所運営体制を決めておく	・自治会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	☐ 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	・帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 自治会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 西新井本町四丁目アパート自治会の災害対策本部の役割分担

役割分担を明確にし、訓練を通じて地域の防災力を向上

【今後の取り組み】

- ・当初は、西新井本町四丁目アパート自治会の実情（マンパワー等）に応じた最低限の編成とし、段階的に充実することも検討
- ・役割分担にあたっては、既に決まっている避難所運営の役割との整合性も考慮
- ・一定の震度以上で、災害対策本部メンバーは、集会所に参集するなどルール化の検討

【災害時の役割分担のイメージ例：避難所運営の役割との関連性も考慮したケース】

最低限の体制	目指す体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営の体制
本部長 (会長)	本部長	・各班の統括		本部長・副本部長
副本部長 (副会長)	副本部長	・本部長の補佐、代理		各部部長等
総務部	総務部	・防災資機材の備蓄、保守管理	・庶務全般 ・連絡調整 ・町内の秩序維持、防疫活動の協力	庶務部
情報部	情報部	・防災知識の普及、高揚	・災害防止広報実施 ・災害情報の収集 ・避難情報等の伝達	
防火部	消火部	・初期消火訓練 ・出火防止の徹底	・初期消火活動 ・出火防止、出火警戒	施設管理部
	安全・点検部	・巡回点検 ・危険箇所調査	・巡回点検 ・危険箇所調査	
避難誘導部	避難誘導部	・避難場所、第一次避難所、避難経路の確認 ・避難訓練	・避難誘導活動	
	要配慮者部	・要配慮者の把握	・要配慮者の安否確認、搬送の協力	救護衛生部
救護部	救出・救護部	・応急手当知識普及 ・応急救護訓練	・負傷者等の救出、救護活動	
給食部	給食部	・備蓄物資の調達・点検 ・個人備蓄積の啓発活動 ・炊き出し訓練	・救援物資の確保、搬送、配分 ・炊き出し、給食、給水活動	物資部

② 初動活動の体制

地震発生時には、西新井本町四丁目アパート自治会として下記の活動を想定

【地震発生時の対応】※想定事項

区分	自治会として想定される事項
活動拠点の設置	- 一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合、自治会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち集会所等に参集 - 各棟（もしくはフロア）を単位とした初動活動の体制を検討
被害状況の把握	- 役員は集会所等に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告 - ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、自治会員に情報を提供
安否確認	一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合に、自治会員が無事を知らせる仕組みづくりを検討
初期消火活動	- 火災発生時には、消火器などの資機材を活用した消火活動を実施 - 初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替え
救出・救護活動 ※西新井本町四丁目アパート自治会としてできることを今後検討	- 住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開 - 救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を実施
避難誘導活動	- 周辺で大火災が発生し、接近してきた場合は、避難場所（都営扇三丁目第2アパート一帯）への避難を開始 - 延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難路を選択 - 高齢者等の避難を支援 - 避難場所の集合場所は事前に選定
行政等関係機関との連絡・要請	被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡

【今後の取組み】

- 役員以外の自治会員が携われるような自治会内の体制、役割分担、情報伝達の方法を検討
- 安否確認のための体系を整備することを検討
- 高齢者等の避難の支援、共助の方法について検討

③ 資機材・備蓄品等の備え

- ・計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討する（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）
- ・自治会内の消火器の配備状況を確認し、消火器が少ないエリアへの増設を検討する
- ・救出救助用資機材の配備について検討する

【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
救出救助用資機材 （ドア開けに使う工具等）	1号棟 防災倉庫（各階）
角スコップ・剣スコップ	集会所裏 防災倉庫
スタンドパイプ	集会所裏 防災倉庫
エンジンポンプ付き散水ホース（2本）	1号棟西 ゴミ置き場
発電機・無線機	近日納品予定

④ 防災訓練

- ・年度当初に自治会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、自治会員に周知
- ・現在、定期的に行っている訓練を継続するとともに、より実践的な内容とすることを検討
- ・年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災サポーターの募集活動などを組み込むことを検討
- ・消火など防災技術の向上を図るため、消防団と連携した訓練等の実施を検討
- ・消火器を使った定期的な訓練の実施を検討

【今までの活動】

訓練	内容
避難所運営訓練（興本小学校）	避難所運営会議

⑤ **防災についての定期的な話し合い**

自治会の通常の集会等を利用して定期的に防災についての会議等を実施

【今後の取り組み】

- 自治会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- 自治会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員派遣を依頼

（議題例：下記から意見交換しやすい内容を選択）

- 地区防災計画における今後の取り組み内容について
- 災害時の初動活動を各棟（もしくはフロア）単位で行う仕組みについて
- 要配慮者の支援方法について
- 新たな防災訓練の企画について
- 消防団と区民消火隊の連携について など

※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 （興本扇学園興本小学校）		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

参考様式 3 自治会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、自治会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）			
年	月	自治会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

参考様式 4 防災区民組織名簿

防災区民組織役員名簿

役 職		氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）				
副本部長 （副会長）				
総務部	部長			
	副部長			
情報部	部長			
	副部長			
防火部	部長			
	副部長			
救護部	部長			
	副部長			
避 難 誘導部	部長			
	副部長			
給食部	部長			
	副部長			

資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。
令和 4 年 4 月にリニューアルしました。



【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS 機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒ iPhone 端末

Android 端末



同内容の PC サイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

t-adachi@sg-p.jp

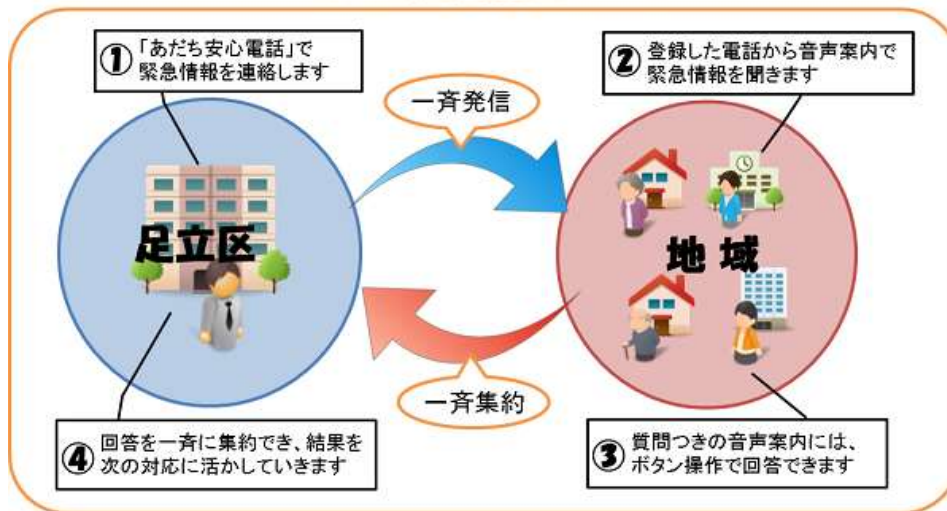


- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報や、「地震情報」「河川の増水氾濫情報」は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料 4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録を随時受け付けています。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。

あだち安心電話イメージ



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ② 報道広報課（足立区役所本庁舎南館 9 階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL：03-3880-5514

資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に、費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1) 特定地域（建物倒壊危険度ランクⅢにおいて、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 西新井本町四丁目は対象となっています。

(2) 対象世帯

① 一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

② 特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・ 65歳以上の方が含まれる
- ・ 要介護者が含まれる（要介護 3～5）
- ・ 障がい者が含まれる

（身体障害 1～4 級、精神障害 1～3 級、知的障害愛の手帳総合判定で 1～4 度）

- ・ 非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係

（足立区役所本庁舎中央館 4 階）

TEL 03-3880-5317（直通）

資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：0120-966-944

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は無料です。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和 2 年 9 月 14 日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月 2 回）
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo